

アップル対サムスン事件

福田法律事務所

知的財産事例研究会 弁護士 福田 あやこ

債務不存在確認請求控訴事件

知財高裁平成26年5月16日判決（大合議）平成25年（ネ）第10043号

（原審・東京地裁平成23年（ワ）第38969号事件）

第1 事案の概要

X（アップルジャパン株式会社訴訟承継人Apple Japan合同会社）が、Xによる本件製品1～4の生産、譲渡、輸入等の行為は、Y（三星電子株式会社）が有する特許第4642898号の特許権（本件特許権）の侵害行為に当たらないなどと主張し、YがXの上記行為に係る本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことの確認を求めた事案。

〈対象製品〉

iPhone 3GS（本件製品1）、iPhone 4（本件製品2）、iPad Wi-Fi+3Gモデル（本件製品3）、iPad 2 Wi-Fi+3Gモデル（本件製品4）

〈本件特許権〉

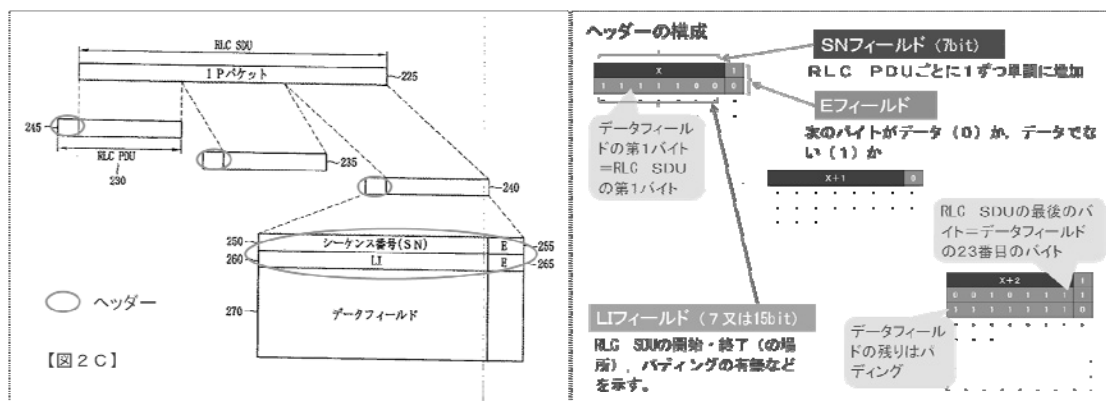
発明の名称は、「移动通信システムにおける予め設定された長さインジケータを用いてパケットデータを送受信する方法及び装置」である。

ユーザー端末機が音声信号を基地局に伝送する際、音声信号は、複数のステップを経て無線チャンネル伝送に適合した形態に変換される。上位階層から受信されたRLC SDUを、無線チャンネルを通じて伝送するのに適合したサイズに分割・連結・パディング¹し、RLC PDUとすることを、RLCフレーミングという。

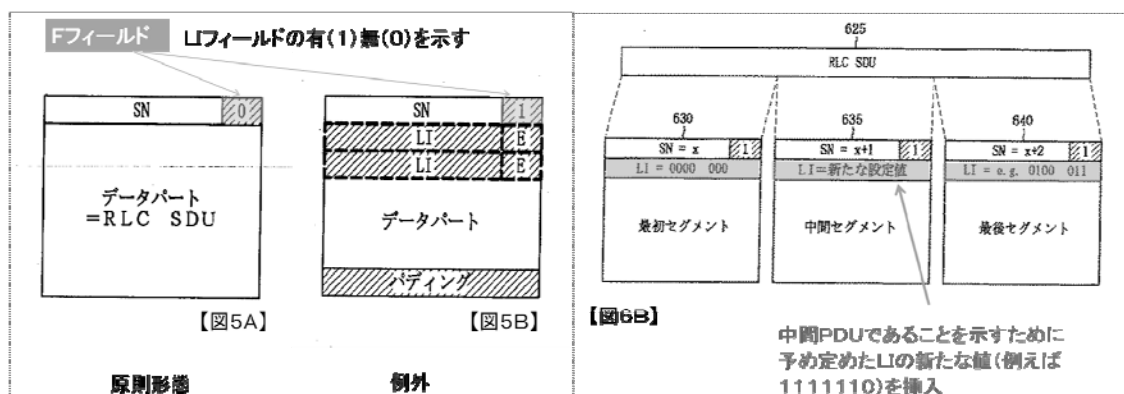
各RLC PDUはSNフィールド、EフィールドやLIフィールド（RLC SDUの開始／終了／パディングを示すための追加情報）からなるヘッダーを有するが、従来技術によるRLCフレーミングは、RLC PDUのサイズが、最も頻繁に発生するRLC SDUのサイズに基づいて定義される場合には、大部分のRLC SDUが、分割又は連結せず、一つのRLC SDUは一つのRLC PDUで構成されるにもかかわらず、不必要なLIフィールドが挿入され、無線リソースが非効率的に使用されてい

1 データを固定長として扱いたいときに、短いデータの前後の無意味なデータを追加して長さを合わせる処理のこと

た。



本発明は、RLC PDUのデータフィールドに完全なRLC SDUが存在することを示す1ビットの情報（Fフィールド）によりLIフィールドの挿入を不要にし、無線伝送リソースを効率的に使用する効果を有する。また、RLC SDUの中間セグメントのみを含むRLC PDUに、予め定められたLIの新たな値に設定されたLIフィールドを含むことによって、RLC SDUの分割動作が可能になる効果を有する。



第2 ETSI（欧州電気通信標準化機構）のIPRポリシー²の概要

3.1 …ETSIのIPRについての方針では、通信分野での一般利用の標準化の必要性和、IPRの所有者の権利との間のバランスを取ることが求められる。

3.2 IPRの所有者は、ETSIの会員またはその関連会社、第三者であるかによらず、規格および技術仕様の実装で、IPRの使用につき適切かつ公平に補償されるものとする。

4.1 …各会員は、自らが参加する規格または技術仕様の開発の間は特に、ETSIに必須IPRについて適時に知らせるため合理的に取り組むものとする。特に、規格または技術仕様の技術提案を行う会員は、善意をもって、提案が採択された場合に必須となる可能性のあるその会員のIPRについてETSIの注意を喚起するものとする。

6.1 特定の規格または技術仕様に関連する必須IPRがETSIに知らされた場合、ETSIの事務局長は、少なくとも以下の範囲で、当該のIPRにおける取消不能なライセンスを公正、合理的かつ非差別的な条件で許諾する用意があることを書面で取消不能な形で3カ月以内に保証すること

2 <http://www.etsi.org/about/iprs-in-etsi> ガイドライン及びFAQについても同サイトを参照。